

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】

＜令和2年12月18日 地方分権改革推進本部決定＞

1. 基本的考え方

- 平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- 地方からの提案を受けて、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進

2. 一括法案の提出等

- 法律改正事項については、一括法案等を令和3年通常国会に提出することを基本
- 現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化
- 引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告
- 本年の「骨太の方針」を踏まえ、各府省等が所管する行政手続のうち、地方公共団体が国又は他の地方公共団体に対して行うものについて、書面・押印・対面に係る見直しを速やかに実施

3. 移譲に伴う財源措置その他必要な支援

- 移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、確実な財源措置、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施

令和2年の主な案件

1. 医療・福祉・子育て

【医療・福祉】

- ①国民健康保険資格の職権喪失処理に係る手続の見直し
- ②国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化
- ③乳がんの集団検診(マンモグラフィ)における医師の立会いを不要とする見直し
- ④訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直し
- ⑤指定難病等の医療費助成制度に係る所得区分の確認等の事務の見直し
- ⑥障害者割引制度における市区町村の証明事務の見直し

【子育て支援】

- ⑦幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の取扱いの明確化
- ⑧幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用給付の月割りを可能とする見直し

2. 農林水産業・まちづくり

【農林水産業】

- ①豚熱ワクチン接種について民間獣医師による実施を可能とする見直し
- ②農地利用最適化推進委員の定数に関する基準の見直し
- ③沿岸漁業改善資金について転貸融資及び機関保証を可能とする見直し

【まちづくり】

- ④史跡等購入費補助金により取得した土地の活用範囲の明確化
- ⑤不動産等の保有予定の有無にかかわらず地縁団体の認可を可能とする見直し

3. 地方分権改革の取組強化等 ―国・地方の役割分担―

【権限の移譲】

- ①液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲

【国への申請等に関する都道府県経由事務の廃止】

- ②宅地建物取引業の免許等に係る都道府県経由事務の廃止
- ③不動産鑑定業の登録等に係る都道府県経由事務等の廃止
- ④一級建築士の免許等に係る都道府県経由事務の廃止等

【その他】

- ⑤法律等に基づく計画策定に係る事務の運用改善

4. デジタル化等による行政の効率化・利便性向上

【デジタル化による行政の効率化・円滑化】

- ①社会資本整備総合交付金の申請等に係る押印文書の電子化
- ②高等学校等就学支援金の支給事務におけるマイナンバー情報連携の対象の拡大

【地域における民間主体との連携】

- ③郵便局において取扱いが可能な地方公共団体の事務の拡大
- ④地方公共団体の歳入全般についてコンビニ収納を可能とする見直し